

○厚生労働省告示第四百三十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第二条第五項及び第六項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十一月十三日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表第1に次のように加える。

1116 心臓組織用クリップ

別表第2に次のように加える。

1969 中心静脈カテーテル留置用ナビゲーション装置